

障がい児通所支援サービス事業所 運営に係る注意点等について

令和元年 7 月 2 2 日

熊本市障がい保健福祉課

目次

1	障がい児通所支援サービスについて	P3
2	遵守すべき基準について	P12
3	変更届等について	P37
4	報酬について	P43
5	その他	P72

(※ページは、スライド番号に対応)

1. 障がい児通所支援サービスについて

放課後等デイサービスとは（１）

概要 就学している障害児について、授業の終了後又は学校の休業日、長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

対象 学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

学校教育法に規定される学校

小学校 中学校 義務教育学校
高等学校 中等教育学校
特別支援学校 高等専門学校
~~幼稚園 大学~~

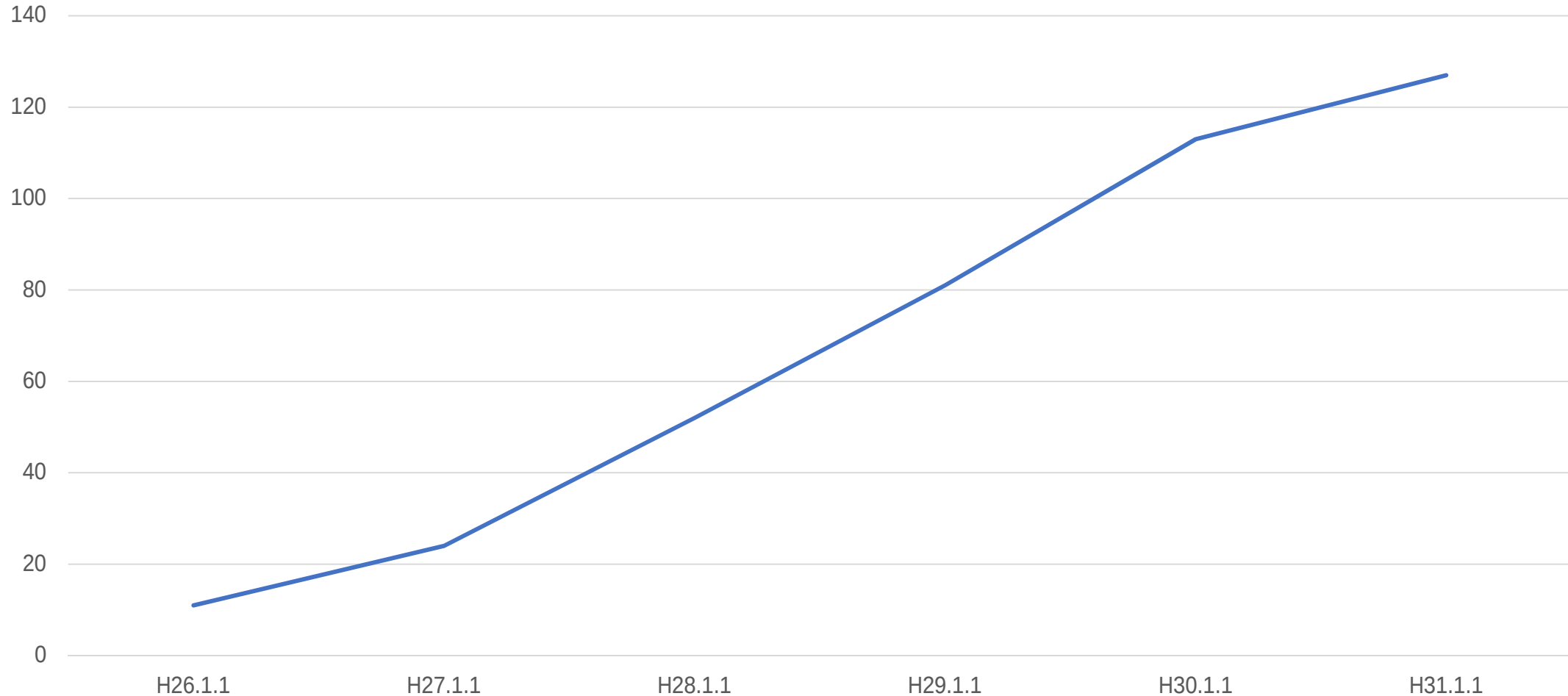
- 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）
- 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）
- 発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）

障害児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

熊本市内の放課後等デイサービス事業所の状況

放課後等デイサービス事業所数の推移



児童発達支援とは（１）

概要 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

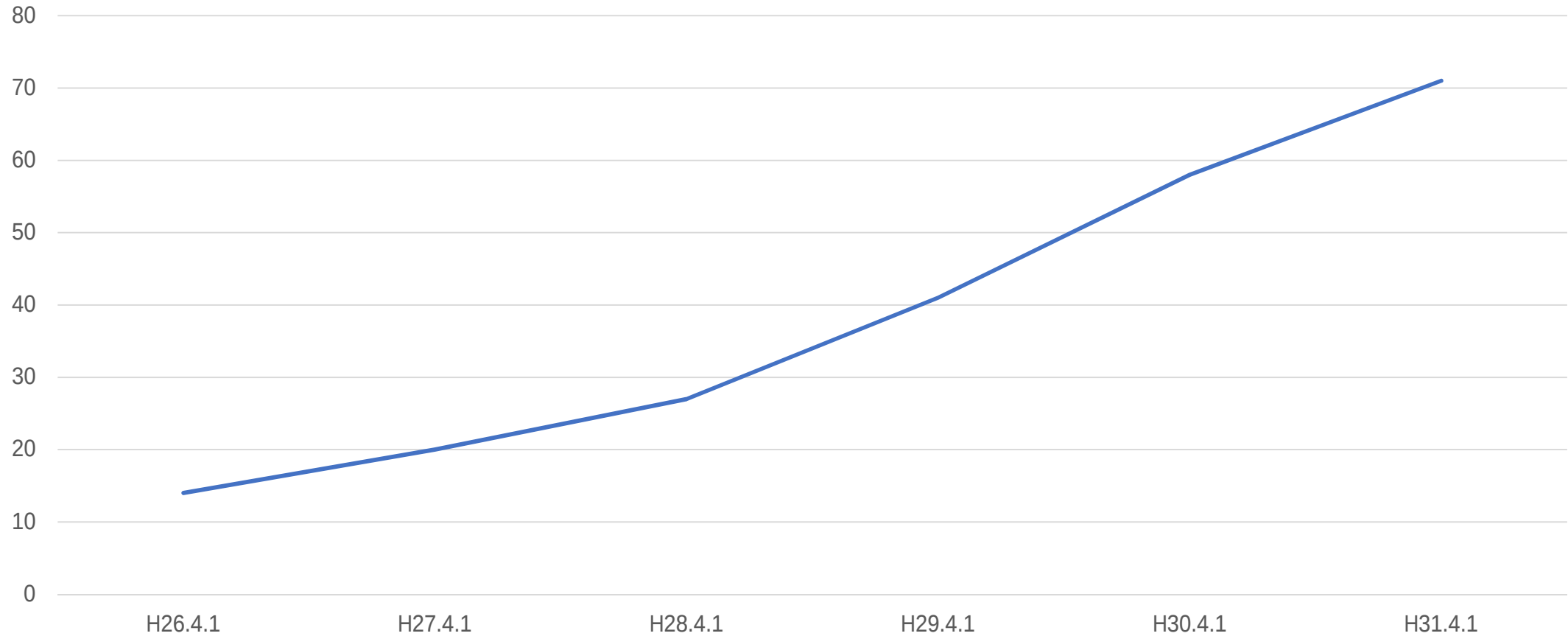
対象 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

障害児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

熊本市内の児童発達支援事業所の状況

児童発達支援事業所数の推移



障がい児通所支援サービスとは

- 基本的役割
 - ①子どもの最善の利益の保障
 - ②共生社会の実現に向けた後方支援
 - ③保護者支援
- 基本的姿勢

心身の変化の大きい保育園、小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って支援を行う。
- 基本活動
 - ①自立支援と日常生活の充実のための活動
子どもが意欲的に関われる活動を通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。
 - ②創作活動 表現する喜びを体験できるようにし、豊かな感性を培う。
 - ③地域交流の機会の提供 子どもの社会経験の幅を広げるため、積極的に地域との交流を図る。
 - ④余暇の提供 子どもが望む活動を自己選択して取り組む経験を積んでいく。

その他の障害児通所サービス

・居宅型児童発達支援：

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

対象：重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。

・医療型児童発達支援：

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

対象：肢体不自由があり、理学療法士等の機能訓練又は医療的管理課での支援が必要であると認められた障害児

・保育所等訪問支援：

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

障がい児通所サービスの質の向上について

障がい児通所サービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある ⇒児童発達支援センター機能強化事業

■支援の質の向上について

- ① 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めなければならない。
(児童福祉法21条の5の18 第2項)
- ② 正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならない。(条例第14条)
- ③ 提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない(条例26条第3項)

※ 条例：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

適切な事業所運営について

①適切な支援の提供と支援の質の向上

- ・設置者・管理者、児童発達支援管理責任者、従業員の積極的な関与のもと、事業所の運営方針や放課後等デイサービス計画、日々の活動内容について、一連のプロセス（PDCAサイクル Plan、Do、Check、Act）を繰り返し、支援の質の向上を図ること。
- ・支援に関わる人材の知識・技術を高めることや知識・技術の習得意欲を喚起すること。
- ・保護者や学校など関係者と密に連携し、情報を共有することにより、事業所に期待される役割を適切に認識すること。

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- ・提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に丁寧な説明を心がけ、気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図ること。
- ・事業所が地域社会からの信頼を得ることが重要であり、事業に関する情報発信を積極的に行う等、地域に開かれた事業運営を心がけること。

③様々なリスクへの備えと法令遵守

- ・子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等に対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えること。
- ・子どもの権利擁護や継続的に支援していく観点から、子どもの虐待の未然防止や個人情報保護を徹底する等、関係法令を確実に遵守すること。

2. 遵守すべき基準について

遵守すべき主な基準

児童福祉法、熊本市が定める条例、厚生労働省が定める省令・告示・通知等を遵守することが必要です。

■遵守すべき主な基準等

指定基準

- ・熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日 条例第93号）
- ・解釈通知

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年厚生労働省通知障発0330第12号）

- ・報酬算定基準

【報酬告示】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

【留意事項通知】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年厚生労働省通知障発0330第16号）

人員基準（１）

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上

- ① 障害児の数が１０人まで・・・２人以上
- ② １０人を超えるもの・・・２人に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

○１人以上は常勤

○人員基準上配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士

【例】 定員１０名→人員基準上最低必要となる職員２名のうち、いずれか１名は児童指導員又は保育士

※１ 障害福祉サービス経験者２名では基準違反

※２ これら２名に加えて職員を配置する場合は、児童指導員、保育士 又は障害福祉サービス経験者でなくてもよい。

人員基準（２）

詳細は、熊本市HP「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設について」の「人員配置について」を参照ください

要件

児童指導員

後掲する要件のいずれかを満たしているもの

保育士

保育士（保育士登録を行っている者）

障害福祉サービス経験者

高校卒業以上で、２年以上障害者総合支援法第５条第１項に規定される障害福祉サービスに従事したもの

【Point】

- ・ ２年以上とは、業務に従事した経験が２年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して360日以上あること。
- ・ 「障害福祉サービス」には、「障害児通所支援事業」や「日中一時支援事業」等の事業は含まれない。

人員基準（２）

児童発達支援管理責任者	１人以上（１人以上は、常勤かつ専任）
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可）

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき、その提供を行う時間帯を通じて、各々１人以上の配置が必要。

- ①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員
⑤児童発達支援管理責任者

【平成３０年４月改正事項】

- ・ ②について、従前は「看護師」とされていたが、「看護職員」（保健師、助産師、看護師又は准看護師）へと配置できる範囲が拡大された。
- ・ ④について、機能訓練担当職員は、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができることとされた。（機能訓練担当職員の未配置は不可）

【Check】人員配置の変更に関する届出には、各職種に該当することを証する書類（資格証の写し（要：原本証明）、実務経験証明書）を添付すること。

人員基準（３）

■常勤

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。（週３２時間を下回る場合は、

週３２時間を基本とする。）

ただし、「育児・介護休業法」に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、例外的な取扱いがある。（常勤の従業者の勤務時間を週３０時間とする。）

【Point】週３２時間を下回る場合は、常勤とみなされない。（非常勤となる。）

各法人の就業規則において規定すること。

■専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないこと。

【Point】サービス単位ごとの提供時間に他の職務に従事できない。

■常勤換算

従業者の勤務延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること。例えば、常勤従業者の勤務時間が週４０時間とした場合に週２０時間の従業者は「０．５」、週３０時間の従業者は「０．７」となる。

人員基準（４）

■児童指導員の要件

- 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 2 社会福祉士の資格を有する者
- 3 精神保健福祉士の資格を有する者
- 4 学校教育法の規定による大学の学部（※１）で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（※２）又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 5 学校教育法の規定による大学の学部（※１）で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
- 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

人員基準（４）

■児童指導員の要件

- 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条 第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上（※3）児童福祉事業（※4）に従事したもの
- 9 学校教育法の規定により、**幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭（※6）となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- 10 3年以上（※5）児童福祉事業（※4）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

【Point】

- ※1：大学とは、学校教育法で定める大学のことであり、専門学校は含まれない。
短期大学は含まれない。また、学校教育法で定める大学を卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれない。
- ※2 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者が対象。
- ※3：2年以上とは、業務に従事した経験が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して360日以上であることをいう。
- ※4：児童福祉事業とは、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する事業のことをいう。
- ※5：3年以上とは、業務に従事した経験が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して540日以上であることをいう。
- ※6 **幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校以外の教諭の資格は該当しない。養護教諭の資格は該当しない。

児童発達支援管理責任者の不在

●新規の利用は？ → 個別支援計画の作成等ができないため、**新規の利用者の受入れは控える。**

●個別支援計画の見直しは？

→ 個別支援計画の作成は児童発達支援管理責任者が行うため、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、**個別支援計画未作成減算**となる。

- ・減算が適用される月から3月未満の月 基本単位数の70%を算定
- ・減算が適用される月から連続して3月以上の月 基本単位数の50%を算定

●基本報酬は？

→ 人員基準を満たしていない月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、児童発達支援管理責任者欠如減算となる。 例：3月1日から児発管不在の場合、5月1日から減算開始

- ・減算が適用される月から5月未満の月 基本単位数の70%を算定
- ・減算が適用される月から連続して5月以上の月 基本単位数の50%を算定

●事業所の運営は？ → 長期間にわたる場合は、**休止や廃止**も検討する。

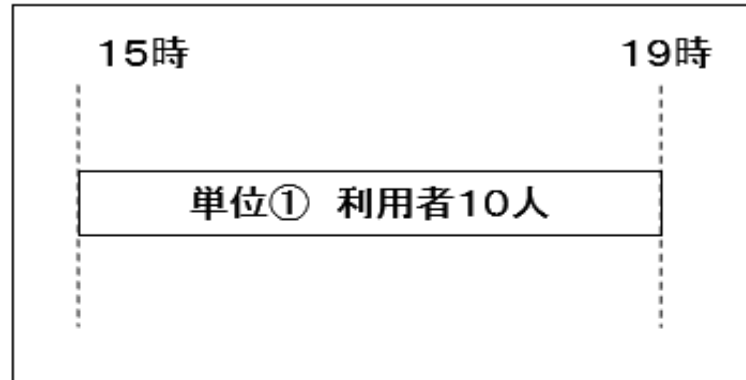
※児発管が不在となった場合、速やかに障がい保健福祉課に連絡するとともに、必要な届出を行うこと！

支援の単位ごとの考え方（1）

○障害児通所支援の単位ごとの障人員配置の考え方

障害児通所支援の人員配置については、サービス提供単位等に応じて必要数が違ってくるため留意すること。

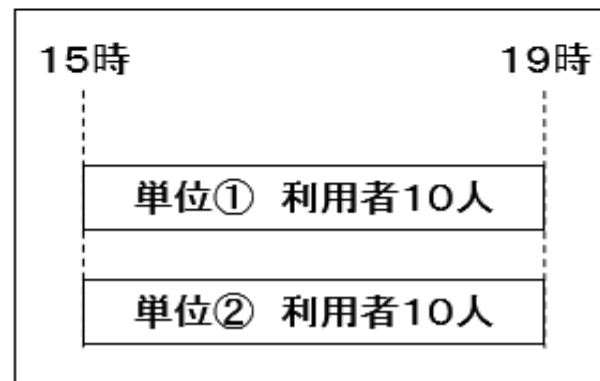
【例1】 同一日の同一時間帯に1つの単位を設定 → 定員:10名



【単位①】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のいずれか2人以上（うち、1人は常勤）
- ・2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

【例2】 同一日の同一時間帯に2つの単位を設定 → 定員:20名



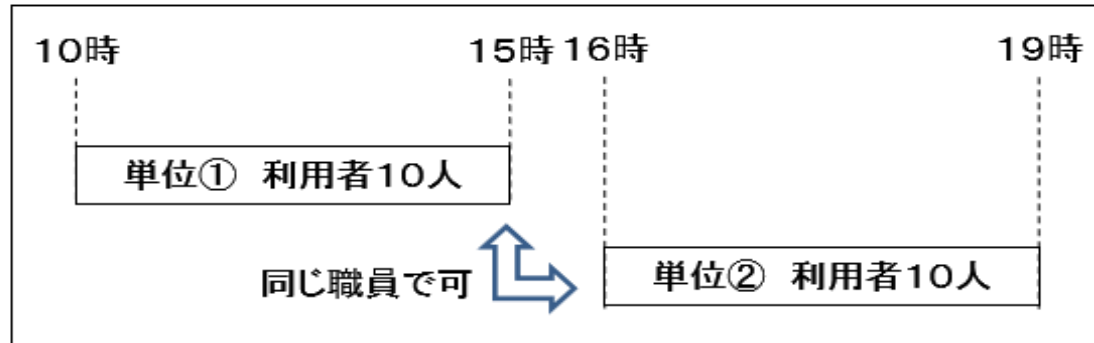
【単位①、②】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
＝ 単位ごとに2人以上（単位ごとに1人以上は常勤）
- ・各単位の2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

↓
合計4人以上（常勤は、2人以上）

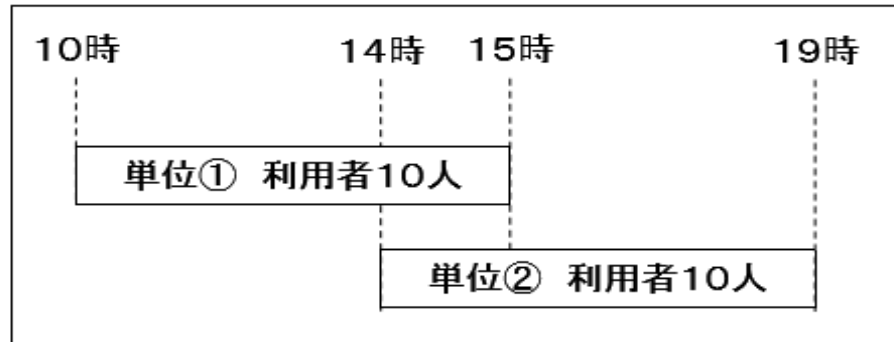
支援の単位ごとの考え方（2）

【例3】 同一日に時間帯を分けて2つの単位を設定 定員:20名



⇒ 【単位①&単位②】
⇒ 【例1】と同じ

【例4】 同一日に一部の時間帯が重複している2つの単位を設定 定員:20名



- ⇒
- サービス提供時間が重複する時間帯
14時～15時 → 【例2】と同じ
 - サービス提供時間が重複しない時間帯
10時～14時 → 【例1】と同じ。
15時～19時

【Point】サービス提供の単位ごとに常勤職員を配置する必要がある。

設備基準

指導訓練室	・訓練に必要な機械器具等を備えること ・支援に支障ない広さを有すること (障害児1人あたり2.47㎡以上が望ましい)
便所	・利用者の特性に応じたものであること
洗面所	・手指を洗浄する設備等を備えること ・障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じること
相談室(望ましい)	・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること ・室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けることが望ましい
静養室(望ましい)	

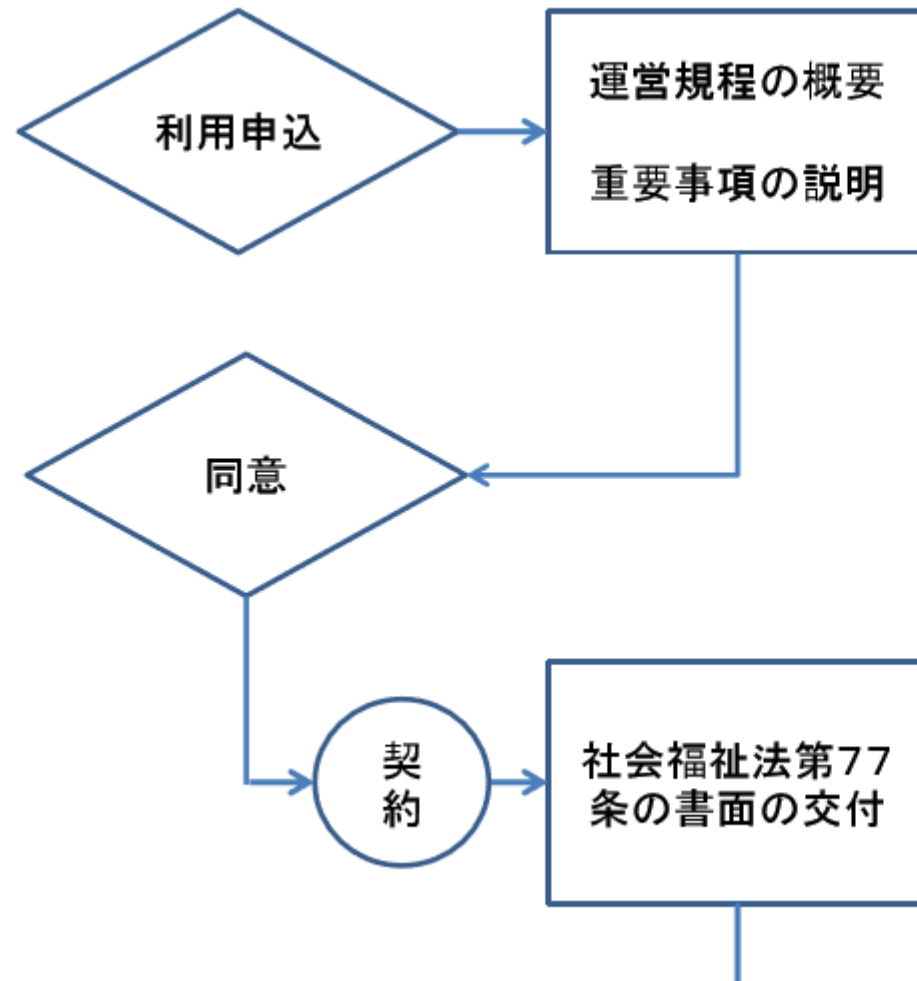
※所轄消防署に相談のうえ、必要な消防設備等設置すること。

※建築基準法上の必要な手続(用途変更等)も確認すること。

利用の流れ（１）

通所給付
決定保護者

事業者



<内容及び手続の説明>

- ・障害の特性に応じた適切な配慮（ルビ版、拡大文字版、点字版、テープ版など）を行うこと
- ・運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項の説明
- ・利用申込者が施設を選択するためにわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること
- ・双方の保護の立場から書面によって確認すること
- ・利用申込者の同意を得ること

<記載事項>

- ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 提供するサービス内容
- ③ 利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービス提供開始年月日
- ⑤ 苦情受付窓口

利用の流れ（２）

通所給付
決定保護者

事業者

受給資格の確認
受給者証への
記載

市町村への報告

<受給者証記載事項>

- ①事業者の名称
 - ②事業所の名称
 - ③サービス内容
 - ④契約支給量
 - ⑤契約日、契約終了年月日等
- ※契約支給量の総量は通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない

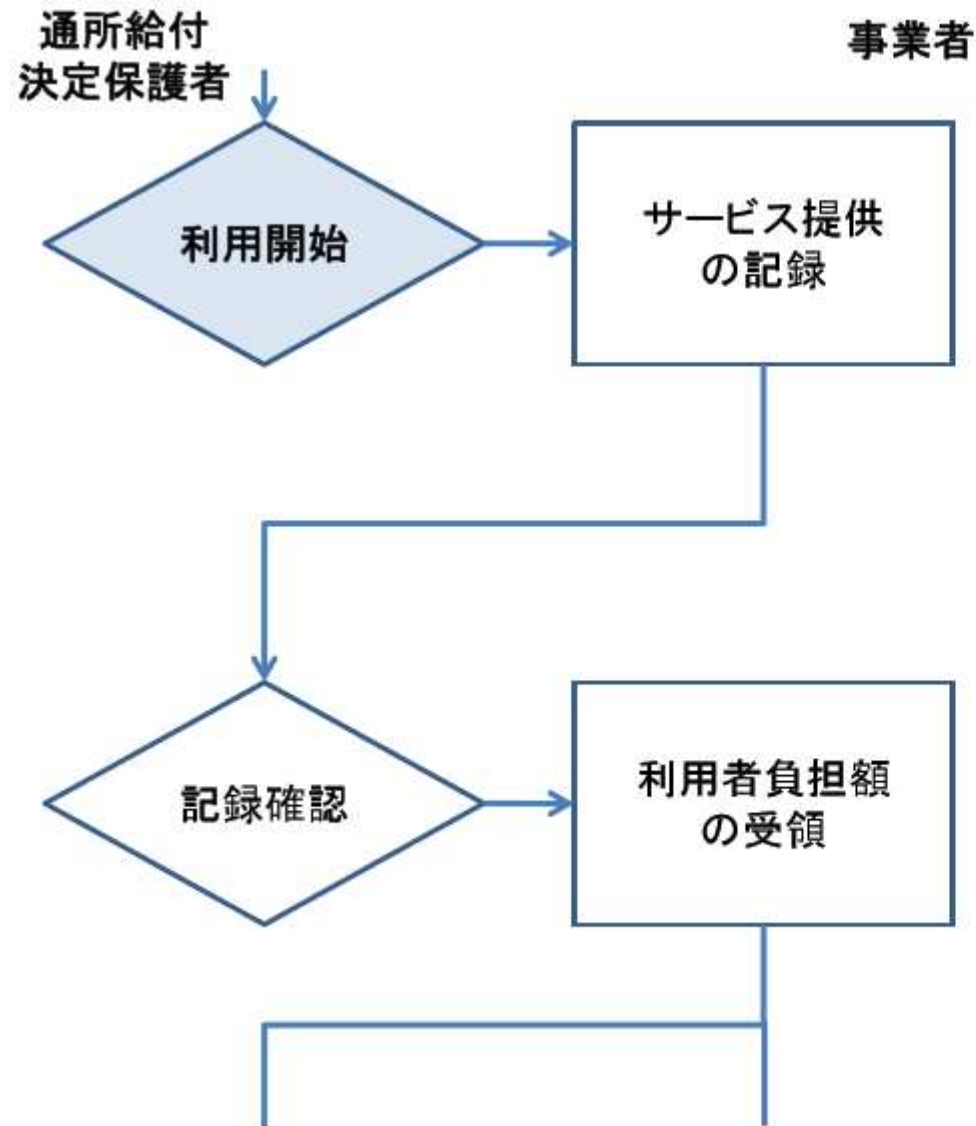
<市町村への報告事項>

- ・通所受給者証記載事項
- ・その他必要な事項

(六)

番号	障害児通所支援事業者記入欄		
	事業者及びその事業所の名称		
1	支援の内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約の支給量による 支援の終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	支援の終了月中の 終了日までの既提供量		

利用の流れ（３）



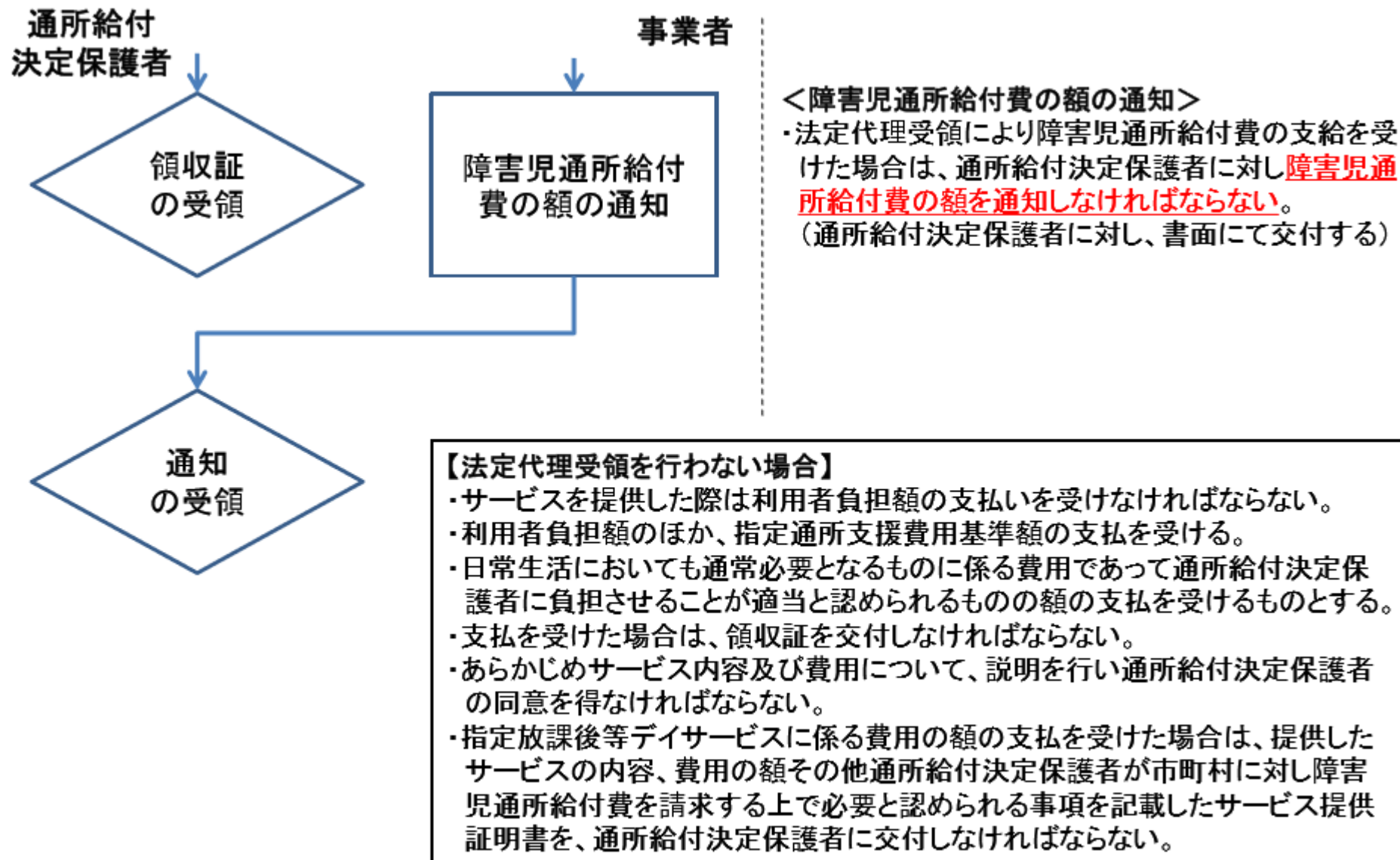
<サービス提供の記録>

- ・サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。
- ・提供記録について、指定放課後等デイサービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から通所給付決定保護者から確認を得なければならない。

<利用者負担額の受領>

- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- ・その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。
- ・これらの支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

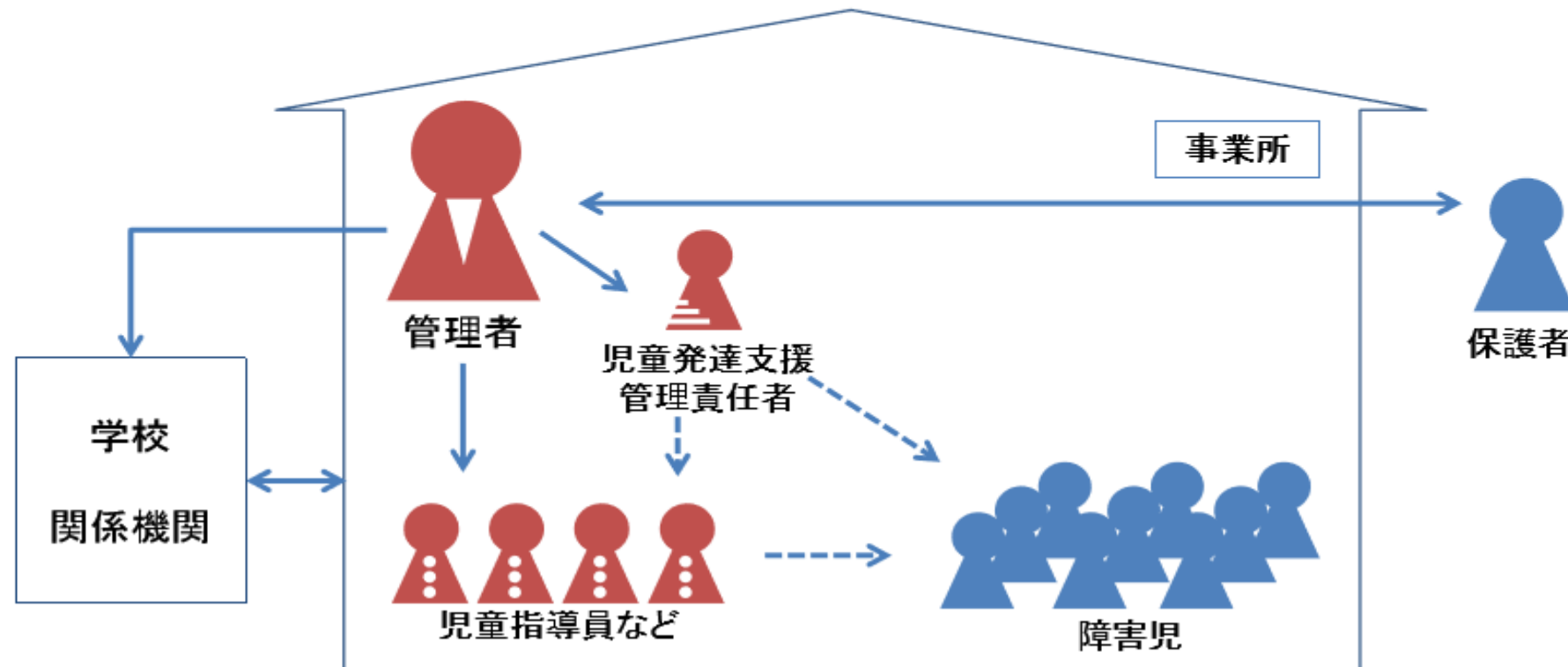
利用の流れ（４）



管理者の役割

管理者に求められるもの

- ・放課後等デイサービスの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進めること。
- ・児童発達支援管理責任者及び従業員の意識形成や効率的な配置
- ・学校や地域の関係機関、団体との連携
- ・事業所が提供する放課後等デイサービスの質の評価及び改善を図ること。



管理者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・適切な職員配置、設備等の整備
- ・適切な利用定員の設定
- ・提供するサービスの質の評価と改善
- ・コミュニケーションの活性化等
- ・障害児(保護者)の意向等の把握
- ・従業者等の知識・技術の向上
- ・関係機関・団体や家族との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持

管理者

- ・保護者や市町村への契約支給量の報告等
- ・提供の拒否の禁止
- ・サービス提供困難時の対応
- ・利用者負担額の受領及び管理
- ・通所給付費の額に係る通知等
- ・記録の整備、保管

事業所運営等

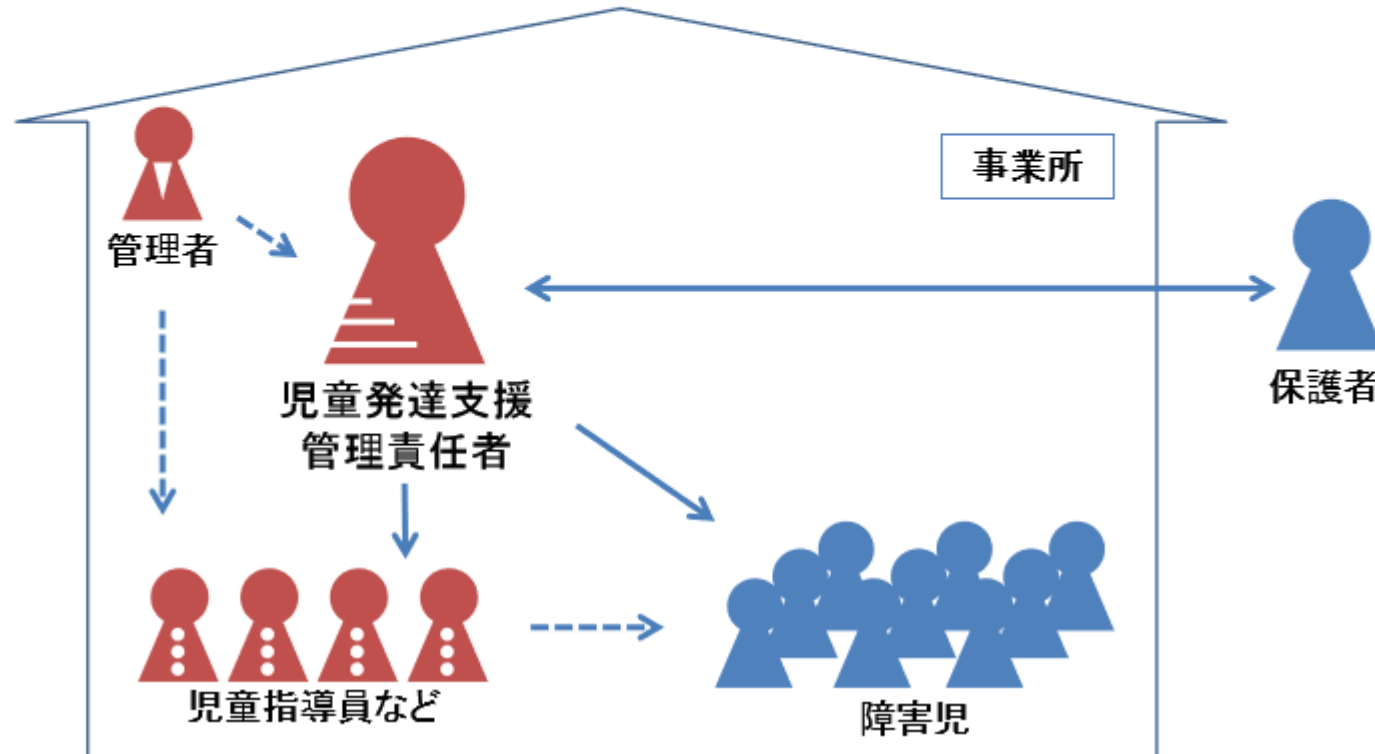
- ・運営規程の周知
- ・支援利用申込時の説明
- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決
- ・情報の提供等
- ・地域との連携等

障害児(保護者)に対する説明責任

児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者に求められるもの

- ・利用する障害児と保護者のニーズの適切な把握及び放課後等デイサービス計画の作成
- ・全ての従業者が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行えるよう調整
- ・提供される支援のプロセスの管理及び客観的な評価



児童発達支援管理責任者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・障害児(保護者)のアセスメント
- ・障害児(保護者)との面接
- ・個別支援計画の作成
- ・個別支援計画作成に係る会議運営
- ・障害児(保護者)に対する個別支援計画の説明と交付
- ・個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ・定期的なモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更・修正
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・従業者への技術的な指導と助言
- ・自らの知識・技術の向上
- ・支援内容に関連する関係機関との連携

【Point】個別支援計画は、少なくとも
6ヶ月に1回以上見直すこと



児童発達支援
管理責任者

緊急時の対応と法令遵守

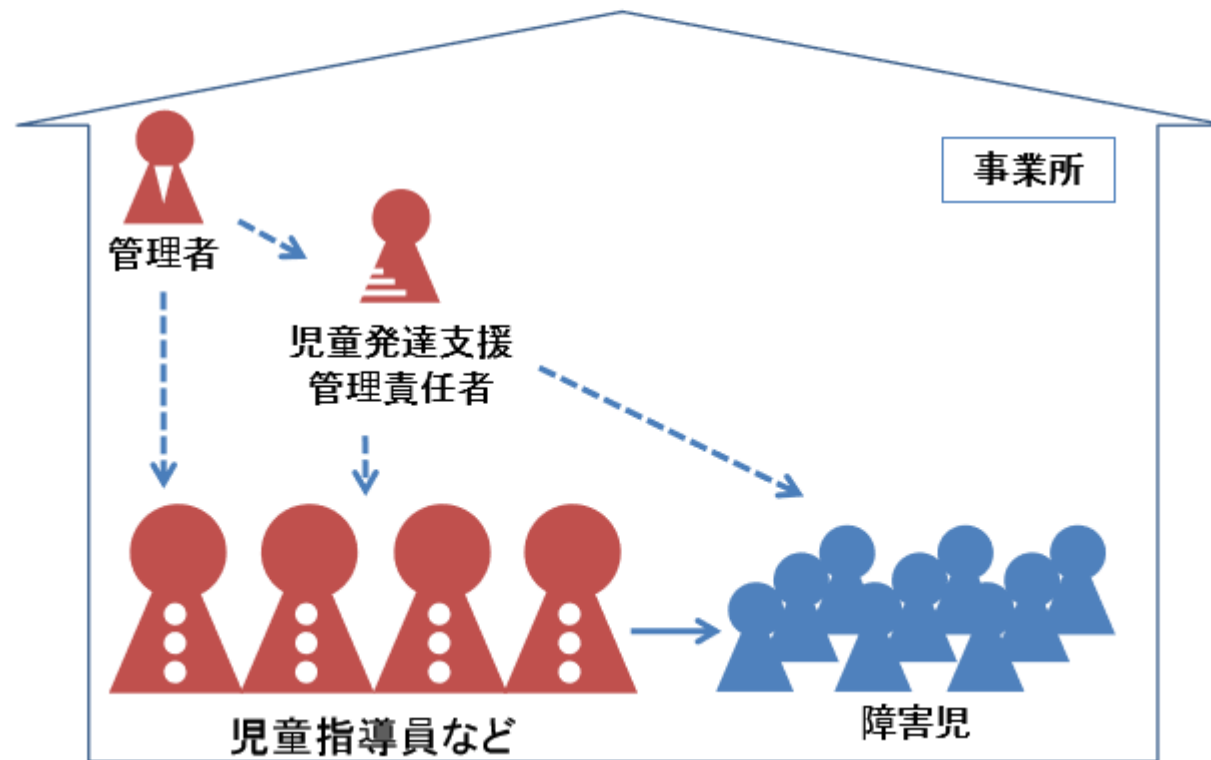
- ・緊急時、事故発生時の対応
 - ・非常災害対策、防犯対策
 - ・虐待防止の取組
 - ・身体拘束への対応
 - ・衛生管理、健康管理
 - ・安全確保
 - ・秘密保持
-
- ・運営規程、個別支援計画の説明
 - ・支援利用申込時・変更時の説明
 - ・障害児(保護者)の相談及び援助
 - ・苦情解決
 - ・情報の提供等
 - ・地域との連携等

障害児(保護者)に対する説明責任

従業員の役割

従業員に求められるもの

- ・放課後等デイサービス計画に基づき、子どもの心身の状況に応じ、適切な技術を持って支援を行う。



従業者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・個別支援計画の理解
- ・従業者間での意思の疎通
- ・従業者間での支援内容の共有
- ・支援提供に際しての工夫
- ・支援提供記録の作成
- ・研修受講等による知識・技術の向上
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・支援内容に関連する関係機関との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持

児童指導員
など

- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決

障害児(保護者)に対する説明責任

質の評価及び改善・公表

■質の評価及び改善、公表（条例第72条において準用する第27条（抜粋））

○ 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

○ 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善の内容を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら自己評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

1 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

2 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

3 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

4 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

5 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

7 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

○ 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。



質の評価及び改善に当たっては、放課後等デイサービス・児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。

勤務体制の確保・揭示

■勤務体制の確保等（条例第72条において準用する第39条）（抜粋）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。



- ・勤務予定表が事業所ごとに作成されている。
- ・月ごとの勤務表に、勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されている。
- ・研修が計画されている。
- ・研修の実施記録が保管されている。
- ・人員基準が満たされているか確認している。

■揭示（条例第72条において準用する第44条）

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

定員の遵守

■定員の遵守(条例第72条において準用する第40条)

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。



利用定員を超えた障害児の受入れを原則禁止とするもの。

【Point】「利用定員」とは1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数。

○「減算にならない範囲なら受入れが可能」という考え方は間違い。

- ・減算は、通所給付費についての考え方である。
- ・定員超過は、指定基準にある「定員の遵守」に違反。



適正な運営を行うには・・・

利用定員内での受入れを行う or 必要であれば利用定員の変更を行う。

4. 変更届等について

変更届について

■下記の事項について変更があった場合は、変更の事実が生じてから10日以内に変更届を提出すること。

- ①事業所の名称
- ②事業所の所在地
- ③申請者の名称
- ④申請者の主たる事務所の所在地
- ⑤申請者の代表者の氏名、住所等
- ⑥登記事項証明書又は条例等
- ⑦事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧事業所の管理者の氏名、住所等
- ⑨事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、住所等
- ⑩主たる対象者
- ⑪運営規程



【 Check 】・変更届に添付すべき書類が不足している場合、届出として成立していないため受理できない。

変更届の必要書類（１）

変更届出書

（※変更前と変更後については、詳細に記載願います）

+

「必要な書類一覧」に記載のある必要書類

+

提出必要書類に記載のある、添付書類を忘れずに！

廃止・休止・再開、指定更新について

■廃止・休止・再開について

事業を廃止、休止しようとするときは1月前までに、休止した事業を再開したときは10日以内に、廃止・休止・再開届を提出すること。

【平成30年4月改正事項】 廃止・休止届に、現に指定通所支援を受けている者に対する対応を図ったことが確認できる資料の追加

- ・ 指定通所支援を受けている障害児、保護者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所支援を継続的に提供する他の指定通所支援事業者の名称

■指定の更新について 指定の有効期間は6年。6年ごとに更新を受けなければ、指定の効力を失う。

※児童福祉法（昭和22年法律第164号）

実施主体の変更について

■実施主体の変更について

NPO → 一般社団法人、 NPO → 株式会社 株式会社〇〇 → 株式会社△△（名称変更ではなく、法人格を変更する場合）

※ 法人格が変更となる場合、指定を受けている法人の事業所は「廃止」の取扱いとなる。速やかに相談すること。

※ 補助金を受けている場合、財産処分の承認が必要となることがある。協議に時間を要する場合があるため注意すること。

●特定非営利活動法人〇△□→特定非営利活動法人□△〇

単に法人の名称が変更となる場合は、変更届を提出すること。

変更届の必要書類（2）

★印鑑は、法人代表者印にて捺印をお願いします。

★変更届出書の不足、訂正書類が多いです。

変更届提出前に必要な書類一覧を再度確認し、管理者含め、不足書類がないか確認をお願いします。

5. 報酬について

障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出

■報酬の加算等を算定する場合 報酬の算定にあたっては、新規に指定障害児通所支援等の提供を行う場合、届け出た体制に変更があった場合、熊本市に届け出る必要があります。

届出の内容	届出の時期	加算の適用月
加算を算定する場合 (単位数が増えるものに限る)	届出が毎月15日以前になされた場合	翌月のサービス提供～
	届出が毎月16日以降になされた場合	翌々月のサービス提供～
加算が算定されなくなる場合 等	加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合 速やかに	算定されなくなった事実が発生した日

基本報酬・加算・減算について（１）

事業所の体制に関わる加算・減算については、市に届出（体制届）を行う必要があるので注意してください。（職員体制の変更により、加算算定に変更がある場合は速やかに届出を！）

名 称	体制届	個別支援計画位置づけ	保護者の同意等	備考
【基本報酬】	○			H30改正
【減算】				
1 定員超過利用減算	○			
2 人員欠如減算	○			H30改正
3 放課後等デイサービス計画未作成減算				H30改正
4 自己評価結果等未公表減算	○			H30新設
5 開所時間減算	○			
6 身体拘束廃止未実施減算				H30新設

基本報酬・加算・減算について（２）

名 称	体制届	個別支援計画位置づけ	保護者の同意等	備考
【加算】				
1 児童指導員等配置加算	○			
2 児童指導員等加配加算	○			H30改正
3 看護職員等加配加算	○			H30新設
4 共生型サービス体制強化加算	○			H30新設
5 家庭連携加算		○	○	
6 事業所内相談支援加算		○	○	H30改正
7 訪問支援特別加算		○	○	
8 利用者負担上限額管理加算			○	
9 福祉専門職員等配置加算	○			H30改正
10 欠席時対応加算				H30改正
11 特別支援加算	○	○	○	H30改正

基本報酬・加算・減算について（３）

名 称	体制届	個別支援計画位置づけ	保護者の同意等	備考
12 強度行動障害児支援加算	○			H30新設
13 医療連携体制加算				H30改正
14 送迎加算	○ (重心児のみ)			H30改正
15 延長支援加算	○	○	○	
16 関係機関連携加算			○	H30改正
17 保育・教育等移行支援加算				H30新設
18 福祉・介護職員処遇改善加算	○			
19 福祉・介護職員処遇改善特別加算	○			

基本報酬について（１）

★放課後等デイサービス

- 基本報酬は、障害児の利用延べ人数に占める指標該当児の割合を算出し、50%以上であれば「区分1」、50%未満であれば「区分2」として分けられる。
- 「授業終了後に行う場合」については、さらにサービスの提供時間（運営規程等に定める標準的なサービス提供時間）により分けられる。

【指標該当児】 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの。

要件 区分	指標該当児等の在籍者数の割合	授業終了後に提供するサービスの提供時間
区分1の1	50%以上	3時間以上
区分1の2		3時間未満
区分2の1	50%未満	3時間以上
区分2の2		3時間未満
対 象 外	重症心身障害児、共生型事業所	

基本報酬について（１）

★児童発達支援

未就学児 70%以上⇒Ⅰ
上記以外⇒Ⅱ

重症心身障害児対象の事業所は対象外です。

基本報酬について（２）

■ 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは。（平成27年Q&A問69）

○ 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日

（公立学校においては国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）

○ 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

※熊本市：学校が状況をふまえ休校にした際は、障がい児通所も利用しない事が望ましいです。

○ 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

■ 事業所の中に、休業日に利用している障害児と、授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうか。（平成24年Q&A問88）

○ 個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定する。

減算について（１）

1 定員超過利用減算（基本単位数の70%）

※減算の対象になるか否かに関わらず、定員超過にならないようにすること。

1日あたりの 利用実績	定員50人以下の場合 $\text{定員} \times 150/100$ を超える場合	1日について 全員につき減算
	定員51人以上の場合 $\text{定員} + (\text{定員} - 50) \times 25/100 + 25$ を超える場合	
過去3月間の 利用実績	定員11人以下の場合 $(\text{定員} + 3) \times \text{過去3月間の開所日数}$ を超える場合	1月間について 全員につき減算
	定員12人以上の場合 $\text{定員} \times \text{過去3月間の開所日数} \times 125/100$ を超える場合	

減算について（２）

２ 人員欠如減算

○サービス提供職員欠如減算

・人員基準から1割を超えて減少した場合	翌月から解消されるに至った月まで減算	減算適用開始月から3月未満 → 基本単位数の70%
・人員基準から1割の範囲内で減少した場合 ・常勤又は専従など員数以外の要件を満たしていない場合	翌々月から解消されるに至った月まで減算	減算適用開始月から連続して3月以上 → 3月目から基本単位数の50%

減算について（3）

3 放課後等デイサービス計画未作成減算

○放課後等デイサービス計画等の作成が適切に行われていない場合

（1）児発管による指揮の下、計画等が作成されていないこと

（2）指定通所基準に規定する計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

放課後等デイサービス計画が適切に作成されていない当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算	3月未満の場合 → 基本単位数の70%
	連続して3月以上の場合 → 3月目から基本単位数の50%

4 自己評価結果等未公表減算（基本単位数の85%） ※平成31年度から適用開始

- 質の評価及び改善の内容（「自己評価結果等」）について、その公表が適切に行われていない場合に適用。
- 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。
- 自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算。

減算について（４）

5 開所時間減算

<u>学校休業日において、</u> 児童を受け入れる体制が整っている時間（送迎のみを行う時間を除く・サービス提供時間）が6時間未満の場合	4時間未満	基本単位数の70%
	4時間以上6時間未満	基本単位数の85%

※放課後等デイサービスを「授業終了後」に行う場合は、開所時間減算の対象外。

※児童発達支援は平日、休日関係ありません。

6 身体拘束廃止未実施減算（基本単位数の95%）

○身体拘束等に係る記録を行っていないことに対する減算であり、事業所において身体拘束等が行われていたことに対する減算ではない。

○身体拘束等に係る記録を行っていない事実が生じた翌月から改善が認められた月まで、利用者全員について減算。

○事実が生じた場合は、速やかに改善計画を知事に提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告する。

■複数の減算事由に該当する場合の取扱い

- ・それぞれの減算割合を乗ずる。
- ・定員超過利用と人員欠如の双方に該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。（減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方のみ減算）

加算について（１）

１ 児童指導員等配置加算（有資格者配置）（重心児は加算対象外）

- 給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、１以上が、児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者若しくは行動援護従業者養成研修修了者（以下「児童指導員等」という。）であること。 ※ 研修修了者＝児童指導員ではない。
- 上記「１以上」とは、支援の時間帯を通じて１人以上を配置しているものとして市に届け出た場合に算定することができる。（平成27年Q&A問60）

２ 児童指導員等加配加算

○ 算定対象の区分

○ 算定対象の区分

理学療法士等 （専門職員）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を修了した者
児童指導員等	児童指導員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した障害福祉サービス経験者又は指導員
その他従業者	障害福祉サービス経験者又は指導員（児童指導員等に該当する者を除く）

加算について（２）

２ 児童指導員等加配加算

＜児童指導員等加配加算（１）＞

重症心身障害児以外を対象とする場合は、以下の（ア）～（ウ）のいずれも満たすこと。

（ア） 児童指導員等配置加算を算定していること。

（イ） 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１人以上配置（常勤換算による算定）していること。

（ウ） 理学療法士等又は児童指導員等を算定する場合は、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を２人以上配置（常勤換算による算定）していること。

○ 重症心身障害児を対象とする場合は、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１人以上配置（常勤換算による算定）していること。

○ 共生型事業所は、算定不可。

加算について（３）

２ 児童指導員等加配加算

＜児童指導員等加配加算（Ⅱ）＞

重症心身障害児以外を対象とする場合に、以下の（ア）～（ウ）のいずれも満たすこと。

（ア） 障害児状態等区分が区分１（指標該当児等の割合が50%以上）であること。

（イ） 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）の要件を満たしたうえで、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１人以上配置（常勤換算による算定）していること。

（ウ） 理学療法士等又は児童指導員等を算定する場合は、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を２人以上配置（常勤換算による算定）していること。

○ 放課後等デイサービス計画を作成していない場合（放課後等デイサービス計画未作成減算の適用となっている場合）は、算定不可。

○ 重症心身障害児を対象とする場合は、算定不可。

●報酬告示 ●留意事項通知

加算について（４）

3 看護職員加配加算

○共通の算定要件

医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。

○区分ごとの算定要件

（Ⅰ）放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置（常勤換算による算定）していること。

+

＜重症心身障害児の場合＞ 医療的ケアに関する判定スコアが8点以上の障害児の数（定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1名で2名分として算定）が5以上であること。

＜重症心身障害児以外の場合＞

医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であること。

（Ⅱ）放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置（常勤換算による算定）していること。

+

＜重症心身障害児の場合＞ 医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であること。

＜重症心身障害児以外の場合＞ 医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であること。

加算について（５）

（Ⅲ）放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を３以上配置（常勤換算による算定）していること。

＋

＜重症心身障害児以外の場合＞ 医療的ケアに関する判定スコアで８点以上の障害児の数が９以上であること。

※重症心身障害児の場合は算定不可

４ 共生型サービス体制強化加算

○ 共生型放課後等デイサービス事業所において、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に加算。

５ 家庭連携加算

○ 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅等を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月に２回を限度として加算。

加算について（６）

６ 事業所内相談支援加算

○ 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として加算。

○ 以下の（ア）又は（イ）に該当する場合は、算定不可。

（ア）相談援助が３０分に満たない場合

（イ）当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合

○ 相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録をすること。

○ 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

【平成３０年４月改正】 ○ 相談援助については、障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能。なお、この場合、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。（平成30年Q&A問108）

加算について（7）

7 訪問支援特別加算

- 概ね3ヶ月以上継続的に事業所を利用していた障害児が、連続して5日間利用しなかった場合に、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して、相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として加算。
- 所要時間については、実際に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に基づいて行われるべき支援等に要する標準的な時間に基づき算定すること。
- 1月に2回算定する場合は、この加算の算定後又は事業所の利用後、再度5日間以上連続して事業所の利用がなかった場合にのみ対象となる。

8 利用者負担上限額管理加算

- 事業所が保護者から依頼を受け、利用負担額合計額の管理を行った場合に加算。負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは、算定の条件としない。
 - （1）上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月・・・加算不可
 - （2）上限額管理事業所及び他事業所を利用した月・・・加算可
 - （3）上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月・・・加算可（平成21.3.12.Q&A問1-8）

加算について（８）

９ 福祉専門職員配置等加算

○ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所等を評価するもの。

I

常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者の割合が35%以上

II

常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者の割合が25%以上

III

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者として配置されている従業員の総数（常勤換算方法により算出された従業員数）のうち、常勤で配置されている者の割合が75%以上 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業員のうち、3年以上従事している者の割合が30%以上

○ 「3年以上従事」とは、同一法人の経営する他の施設等でサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

○ 多機能型事業所については、当該事業所における全ての直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には、全ての障害児に対して加算を算定する。

●報酬告示 ●留意事項通知

加算について（９）

10 欠席時対応加算

○ 障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、1月に4回を限度として加算。

○ 利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能。

○ 電話等により、障害児の状況を確認し、相談援助を行うとともに、その内容を記録すること。

【平成30年4月改正】 ○ 重症心身障害児を支援する事業所において、1月につき事業所を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合は、重症心身障害児に限り1月に8回を限度として算定可能。

加算について（１０）

11 特別支援加算

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員、視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算。
- 放課後等デイサービス計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（「特別支援計画」）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。
- 重症心身障害児に対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員による訓練を行う場合、児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く）を配置している場合は算定不可。
- 共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型サービス体制強化加算イ又はロを算定していない場合は算定不可。

加算について（11）

12 強度行動障害児支援加算

- 強度の行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に加算。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した従業者を支援を行う日に配置することが必要。（常勤職員でなくても可）
- 算定対象となる障害児については、報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断する。（平成30年Q&A問111）

13 医療連携体制加算

- I 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合（障害児1人）
- II 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合（障害児2人以上8人以下）
- III 看護職員が従事者に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合
- IV 研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合 V 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して 4 時間を超えて看護を行った場合（障害児 1 人）
- VI 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して 4 時間を超えて看護を行った場合（障害児 2 人以上 8 人以下）

加算について（１２）

13 医療連携体制加算

- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、必要な費用を医療機関に支払うこと。
 - 連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
 - 当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するように努めること。
 - V又はVIの「１日当たりの訪問時間」は、連続した時間ではなく、１日における訪問時間を合算したもの。
 - 重症心身障害児に対する支援を行った場合若しくは看護職員加配加算を算定している場合は算定不可。
- ※ 事業所が看護職員を雇用して配置した場合の取扱いは、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.3）問1、2（平成27年5月19日・厚労省）を参照。

加算について（13）

14 送迎加算

○ 居宅又は学校と事業所との間の送迎を行った場合に加算。なお、事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所まで送迎した場合も算定可能であるが、事前に保護者と合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。

○ 利用者や事業所の都合により、これらの場所以外への送迎を行う場合や徒歩による送迎は算定不可。

○ 事業所外で支援を行った場合、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定可。

○ 重症心身障害児に係る送迎加算は、送迎の際に、運転手に加え直接支援業務に従事する職員を1人以上配置している場合に加算。（平成24年Q&A問110）、（平成27年Q&A問2）

【平成30年4月改正】 障害児（重症心身障害児を除く）に対する当該加算及び看護職員加配加算を算定している事業所において、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行った場合は、さらに加算される。

○ 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の70%を算定。

加算について（14）

15 延長支援加算

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において、支援を行った場合に加算。
- 営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。
- 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、対象となる。
- 延長時間帯に基準として置くべき直接支援業務の従事者を1名以上配置していること。
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。
- なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は、営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。
(平成24年Q&A問103)、(平成27年Q&A問64-66)

加算について（15）

16 関係機関連携加算

＜関係機関連携加算（Ⅰ）＞ 障害児が通う小学校その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、当該障害児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として加算。

- 会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- 複数の事業所等で支援を受けている場合は、事業所間の連携についても留意すること。
- 放課後等デイサービス計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。
- 会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、放課後等デイサービス計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、当該計画を作成又は見直しをすること。
- 会議又連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の趣旨、及び計画に反映させるべき内容を記録すること。
- 共生型放課後等デイサービス事業所において共生型サービス体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していない場合は算定不可。

●報酬告示 ●留意事項通知

加算について（16）

16 関係機関連携加算

<関係機関連携加算（Ⅱ）>

障害児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として加算。

- 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
- 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業 所の場合は加算の対象とならないこと。
- 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
- 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。

加算について（17）

17 保育・教育等移行支援加算

- 移行支援を行ったことにより、事業所を退所して集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算。
- 退所して病院又は診療所に入院する場合、退所して他の社会福祉施設等に入所する場合、学校へ入学する場合、死亡退所の場合は、算定不可。
- 移行支援及び相談援助を行った場合は、行った日及びその内容の要点に関する記録をすること。

●報酬告示 ●留意事項通知

報酬告示・留意事項等に係る注意事項

■加算等が算定されなくなる場合の取扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに市に届けること。なお、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこと。この届出を行わず、加算の請求を行った場合は、不正請求となるため、市からの返還措置を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

■人員欠如に該当する場合の取扱い

従業者の員数が基準を下回る場合、報酬を減算することとされているが、これは、適正なサービス提供を確保するための規定であるため、人員欠如の未然防止に努めること。著しい人員欠如が継続する場合は、市から従業者の増員、利用定員の見直し、事業の休止を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

■個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の取扱い

児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合 または、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。当該減算に該当する場合は、市から規定の遵守を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

6. その他

その他

- ・ 児童発達支援センター機能強化事業
- ・ 市のHP
- ・ 質問票の場所
- ・ 緊急点検の件
- ・ 学校、保育所等との連携について

児童発達支援センター等機能強化事業

児童発達支援センター等機能強化事業とは

(1) 児童発達支援センターとは

児童福祉法第43条に定める児童福祉施設のこと。

児童発達支援センターは、「施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設」と定義されている。

熊本市内には、3か所設置あり。

⇒ 済生会なでしこ園（南区）、熊本県ひばり園（東区）、三気の家（北区）

(2) 児童発達支援センター等機能強化事業とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び第78条に基づき、国の定める「地域生活支援事業実施要綱（＊）」により、都道府県地域生活支援事業（指定都市又は中核市も実施可）とされている。

熊本市では、平成31年度（2019年度）より、南区の済生会なでしこ園にて、事業を開始する。（モデル事業） 今後はさらに、他の2か所にも拡大し実施することを検討中。

（＊）は次ページ参照

児童発達支援センター等機能強化事業

事業の目的

障がいや障がいの疑いのある児童、その保護者の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育体制を確保するとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ること。



- 熊本市全体の障がい児療育支援の質の底上げ、向上 ⇒ 研修の機会を提供
- 障害児通所支援事業所の活動状況の把握、情報共有、情報発信 ⇒ 事業所を巡回訪問
- 事業所内での困りごとや困難事例等について、相談対応を行う



障がいや障がいの疑いのある児童、保護者が、身近な地域で質の高い支援を受けることができる体制を充実させる。

市のHP



熊本市のHPの右上検索欄にて、「指定障害児通所支援」と入力⇒該当ページが検索結果に出てきます。

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設について

<https://www.city.kumamoto.jp/hp/kiji/detail.aspx?...>

2019年8月17日 ... 新規で指定を受けるとき（必ず読んでください。）新たに事業の実施を検討している方は、次の手順をご確認ください。（1）
律上の規定、制度の概要等をご確認ください。PDF 指定申請手続き等の概要（指定障害児通所支援事業者）新しい...

「必要な書類一覧」や必要書類様式が載っています。

指定申請・更新申請・変更届の手続き

(1) 手続きに必要な書類をご確認ください。

[必要な書類一覧（新規申請・更新申請）](#) (エクセル：125.5キロバイト)

[必要な書類一覧（変更届）](#) (エクセル：273.5キロバイト)

※申請書を提出される前に、必ず、次のチェックシートにて、最終確認を行ってください。

書類不備や記載誤りがないか、再度入念にご確認をお願いいたします。

[チェックシート](#) (PDF：154.3キロバイト)

(2) 必要書類を作成してください。

[指定申請書、事業開始届、変更届](#) (ZIP：42.9キロバイト)

[申請書付表](#) (ZIP：91.7キロバイト)

[添付書類](#) (ZIP：683.7キロバイト)

※事業所を移転される際には、設備基準や建物が建築基準法上の用途を満たしているかの確認が必要となりますので事前に相談してください。

(3) 指定を受けた事業の廃止または休止をする場合は、一月前までに障がい保健福祉課へ届出が必要です。

廃止・休止を検討されている事業所は、早めに障がい保健福祉課へご相談ください。

[廃止・休止届、再開届](#) (ZIP：46キロバイト)

指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）

(1)指定障害児通所支援

 [指定基準（障害児通所支援）](#)  (PDF : 386.5キロバイト)

 [指定基準解釈通知（障害児通所支援）](#)  (PDF : 1.02メガバイト)

 [放課後等デイサービス事業所質の向上のための取組について H29.4.3厚生労働省通知](#)  (PDF : 163.5キロバイト)

【参考資料】

 [人員配置について](#)  (エクセル : 13.8キロバイト)

 [児童指導員等加配加算の要件について](#)  (エクセル : 19.9キロバイト)

 [児童指導員等加配加算の要件について（計算方法）](#)  (エクセル : 42.8キロバイト)

最低人員の人員配置要件、児童指導員等加配加算の人員要件、計算方法等について纏めています。質問等ありましたら、メールでのお問い合わせ、又は面談の予約をお願いします。

報酬告示

告示で定められている費用の算定基準を掲載します。留意事項に係る国通知も掲載しますのでご確認ください。

 [報酬告示（障害児通所支援）](#)  (PDF : 143.6キロバイト)

 [報酬告示（障害児入所支援）](#)  (PDF : 63.1キロバイト)

※その他の告示については、厚生労働省法令等データベースにてご確認ください。

[厚生労働省法令等データベースサービス](#)  (外部リンク)

 [留意事項通知](#)  (PDF : 887.3キロバイト)

指定基準及び報酬に係るQ&A

指定基準及び報酬に係るQ&A（国作成）を掲載するので、参考とされてください。

 [Q&A](#)  (ZIP : 5.5メガバイト)

※平成30年法改正及び報酬改定に伴い、国から発出されたQ&Aを掲載します。

 [Q&A VOL.1](#)  (PDF : 3.09メガバイト)

 [Q&A VOL.2](#)  (PDF : 129.7キロバイト)

 [Q&A VOL.3](#)  (PDF : 290.6キロバイト)

 [Q&A VOL.4](#)  (PDF : 136キロバイト)

報酬告示や、Q&Aも載せています。
ご確認をお願いします。
特にQ&Aについては全で一読ください。